

## 喀痰吸引等研修※1

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できることとなります。(平成24年4月1日施行)

介護福祉士や介護職員等が、たんの吸引等を行うためには、介護福祉士はその養成課程において、介護職員等は一定の研修(喀痰吸引等研修)を受け、たんの吸引等に関する知識や技能を修得した上で、はじめてできるようになります。

### 基本研修

講義(50H)+筆記試験+各行為のシミュレーター演習

### 実地研修

原則として、受講者が現在勤務している自施設または同一・関連法人内の施設において実施。

就業している事業所もしくは同一・関連法人の施設が登録特定行為事業者として登録申請している、または登録申請を行う予定であること。

**現在勤務している施設または同一・関連法人内の施設に指導看護師(指導者研修修了者)がおり、実地研修を実施することができること。**

	行為	実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	10回以上
	鼻腔内吸引	20回以上
	気管カニューレ内部	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

## 医療的ケア教員講習

介護福祉士法の改正により、一定条件下での介護職員等による喀痰吸引等が可能となりました。これに伴い、平成27年度以降の介護福祉士受験要件である実務者研修にも、医療的ケア(喀痰吸引等研修)の教育が組み込まれました。

これにより、医療的ケアを教授する指導看護師にも看護師資格取得後、実務経験が5年以上あることに加え、医療的ケア教員講習会を修了することが必須となりました。

### 研修

講義(4H)+演習(3H)

医療的ケア教員の資格を取得していれば実地研修の指導看護師になることができます。

※1 喀痰吸引(かくたんきゅういん)とは、吸引装置を使用して痰を吸引、排痰を行うこと。咳嗽によって喀出する体力がない場合などに実施される。